

# 都留文科大学電子紀要の著作権について

都留文科大学電子紀要のすべては著作権法及び国際条約によって保護されています。

## 著作権者

- 「都留文科大学研究紀要」は都留文科大学が発行した論文集です。
- 論文の著作権は各論文の著者が保有します。
- 紀要本文に関して附属図書館は何ら著作権をもっておりません。

## 論文の引用について

- 論文を引用するときは、著作権法に基づく引用の目的・形式で行ってください。

著作権、その他詳細のお問い合わせは

都留文科大学附属図書館  
住所: 402山梨県都留市田原三丁目8番1号  
電話: 0554-43-4341(代)  
FAX: 0554-43-9844  
E-Mail: library@tsuru.ac.jp

までお願いします。

[電子紀要トップへ](#)

# 国際文化交流と協力

## International Cultural Exchange and Cooperation

野口 英雄

NOGUCHI Hideo

### I. 本論の目的と背景

一般に、「文化交流」は既に「国際的」と理解される。すなわち「文化交流 cultural exchange」の意味は「諸外国と文化面での交流をはかり、相互理解と友好を促進すること。」(日本語大辞典、p1748) 以上に「文化交流」は、狭義の「交流 exchange, interchange」すなわち「ちがった系統のものが互いに入りまじること。また、入りまじらせること。」(広辞苑、p992; New Japanese-English Dictionary, p897) を、はるかに凌駕して理解され、実践される。その主な理由は、「文化」の定義に表現される、一般の理解に起因している。しかも、実用的には「文化」は「政治」や「経済」から独立して扱うことができそうではあるが、それらの関係は緊密でもある。特に施策や外交の場ではそうである。

国際文化交流は、相互の永い歴史に立脚し、文化領域で持続する効果がある。経済的・政治的利害などから開放され、一般に経済的で芸術家や大衆が参加しやすく、精神面の友好が進められる。その意味から、学術や文化交流を外交の第一にする場合が多い。その次には、技術・経済交流、政治的交流、安全保障上の交流などが続く。文化交流は単純な面もあるが、全体では多岐にわたり、複雑でもある。目的・効果の関係が不明確な場合も少なくない。また楽天的な善意に基づいた自己満足や独善と、潜在的な利己主義など、それが嵩じて相互の誤解、嫌悪や外人嫌いなどの落とし穴にも必ず遭遇する。これらの点について深く理解しておく必要がある。国際文化交流をより効果的に推進するためである。

歴史的背景として、過去半世紀の「国際連合 The United Nations」と多くの地域的な「政府間機関 Inter-Governmental Organizations」とさらに「国際的な非政府機関 International Nongovernmental Organizations」の役割と活動が重要である。これらの国際機関のイニシアティブと調整・連携によって、文化交流が世界レベルで扱われる点と、公的かつシステムチックである点の二点が重要である。勿論二国間の交流と、民間の交流は、しばしば効果的であることも念頭におこう。

本稿に続く一連の小論をもって、現代主流となっている国際文化交流の全体像を理論的、実践的に考察し、その理念、目的と効果を考察する。以って一般の理解を助けることにある。本稿では、関連の用語の定義を例示し、日本と世界の国際文化交流の動向を念頭に、特に日本の体制を理解する手段を例示する。

### II. 定義

本論と後続の小論の展開に必要な幾つかの語彙の定義を引用しておく。

「文化 culture」：既に私が三つの定義をしたものを再録する（「月刊文化財」3・平成13、p8 - 11）。「文化」は第一に、われわれの認識と行為を導く、本来的で無意識に身体化された「規範」である。第二に「文化」は、われわれの創造的な行為とその客体化された生成物の総体であり、過去と現在の生成過程をも含む。例えば、慣習や伝統は第一の「文化」に該当し、言語、宗教、哲学、文学、造形・演出芸術などは第二の「文化」の重要な要素である。第三の「文化」は、錯綜した社会現象の総体であると定義できる。それは変質した文明のダイナミックなカタチとして観察される。この文化は、グローバリゼーションの進行に伴って、人々の行動と認識に急速に起こる変化を伴っている。

さらに本稿の中で「国際文化交流international exchange」に関係する若干の用語を辞書類から拾う。ただしここでは便宜的に、日本語とそれに直接対応すると判断される英語訳のみを記す。本来、語彙とその意味は文化に対応していることを重視しなければならない。したがって多文化の状況下でものごとを判断するためには、語彙とその意味を、多文化比較しながら理解する必要がある。例えば、「あらゆる公的、私的事柄が無償でなされるのが原則である文化集団と、それが特別な善意でない限りは有償でなされる文化集団との間で、国際交流を行う状況」を想定してみよう。そこには、原則を取り決めるための合意を得るのに、相当の努力を要する。通常は得られた合意以上のいわゆる「常識やジェントルマン・アグリーメント」を頼りにものごとを進める。ところがその「常識やジェントルマン・アグリーメント」こそが、ある文化に立脚しているので、他の文化集団にそれを無条件で前提にすることには、やや無理がある場合も多い。このことは容易に理解されるであろう。

「文化集団 a cultural group」=「文化を共有する人びとの集合体」を指し、20世紀の後半以来しばしば、文化の分野では下記の国家や国民などを表現する語彙の代わりに使用される。その根底として、人びとを集団として分類する基準を「文化」に置き、従来の文化差別的な基準を乗り越えることが、20世紀後半の人類の努力である。個人や文化集団と国家主権との相克も乗り越える必要がある。以下の5語彙は従って参考までである。また最近学術の分野で使用される例は、「民族ethnicity, an ethnic group, an ethnic minority」=「主として国家体制のもとで一部の人々が、共通の文化的特長を拠りどころとして高揚する帰属意識と外部に対して誇示する主体意識。既存の民族的な帰属意識に拠る場合ばかりでなく、状況に応じて政治的運動としての性格をあわせもつ。」広辞苑、p294。

「民族 a nation, a race, a people, an ethnos」=「文化の伝統を共有することによって歴史的に形成され、同族意識をもつ人びとの集団。文化の中でも特に言語を共有することが重要視され、また宗教や生業形態が民族的な伝統となることも多い。社会生活の基本的な構成単位であるが、一定の地域内にすむとは限らず、複数の民族が共存する社会も多い。また、人種・国民の範囲とも必ずしも一致しない。」広辞苑、p2319。「種族 an ethnic group, a tribe」=「同一の人種系統・言語系統・文化系統に所属するとおもわれる人々の、客観的な分類単位。人種・言語・文化が合致すれば種族分類も容易であるが、実際に変差が多く確固とした分類はない。部族tribeと同義にも用いる。」広辞苑、p1153。「人種 a human race」=「人間の生物学的な特徴による区分単位。皮膚の色をはじめ頭髪・身長・頭の形・血液型などの形質を総合して分類される。コーカソイド：類白色人種群、モンゴロイド：類黄色人種群、ネグロイド：類黒色人種群の三大人種群に分類されるが、オーストラ

ロイド：類オーストラリア人種群、カボイド：コイサン人種群を加えた五大分類も行われている。」広辞苑、p1244。「国家 a state, a nation, a country」=「一定の領土とその住民を治める排他的な権力組織と統治権とをもつ政治社会。近代以降では通常、領土・人民・主権がその概念の三要素とされる。」広辞苑、p876。「国民 a nation, a member of a nation, a people, a nationality」=「国家を構成する人間。国籍を保有する者。国権に服する地位では国民、国勢にあずかる地位では公民または市民と呼ばれる。」広辞苑、p845。

「国際 international」=「諸国家・諸国民に関係すること。もと「万国」とも訳され、通例、他の語の上につけて用いる。」広辞苑、p936。

「文化交流 cultural exchange」=「諸外国と文化面での交流をはかり、相互理解と友好を促進すること。」日本語大辞典、p1748。

「交流 exchange, interchange」=「ちがった系統のものが互いに入りまじること。また、入りまじらせること。」広辞苑、p992; New Japanese-English Dictionary(NJED), p897。

次に「交流」に付帯する「協力」や「援助」などの行為が発生する。

「協力 cooperation, collaboration, working together, make united [concerted] efforts, join forces [hands] with」=「ある目的のために、心を合わせて努力すること。」広辞苑、p630; NJED, p1017。

「援助 assistant, support, help, aid, back-up」=「たすけること。助勢。」広辞苑、p315; NJED, p236。

また「文化交流」と「政治」、「経済」や「科学・技術」、「環境」などの広範にわたる分野の営みが、直接・間接的に絡み合っている。さらには、「国際機関・法・言語」などのいわば「道具」を理解しておく必要がある。

「政治 politics, government」=「人間集団における秩序の形成と解体をめぐる、人が他者に対して、また他者とともに行う営み。権力・政策・支配・自治にかかわる現象。主として国家の統治作用をさすが、それ以外の社会集団および集団間にもこの概念は適用できる。」「政治的」=「事務的でなく、実情にあったかけひきをするさま。」広辞苑、p1468。

「経済 economy」=「人間の共同生活の基礎をなす財・サービスの生産・分配・消費の行為・過程、並びにそれを通じて形成される人と人との社会関係の総体。」広辞苑、p816。

「国際機関 international bodies-organizations、国際的政府間機関 international inter-governmental organizations」、「国際的非政府機関 international non-governmental organizations」。

「国際法 international law」=「国家間の明示的または黙示的な合意に基づいて主として国家間の関係を規定する法。条約および国際慣習法から成る。」広辞苑、p938。

「国際語、世界語 international languages」=「言語を異にする異民族間で共通に使用されることをもてきとした人口言語。広く国際的に共通語として用いられる既存の言語。」広辞苑、p937。

ここで目を転じて、「国際交流」は、しばしば「善意」に根ざし、拠りどころにしている事実を理解しておきたい。それと同時に「利害得失」が直接、間接に目論まれていることが少なくない。言い換えると、「友好」のその先、「友好」によってもたれされる親しみや信頼関係を利用することもある。その上に、期待に反する国際交流の「落とし穴」もあ

るというべきであろう。これらの語彙の定義もみておこう。

「善意 favorable sense, well-meant, L: bona-fide, good faith, well-intentioned, well-meant on a person's action」=「善良な心。他人のために思う心。好意。また、他人の好意などを好意的に見ようとする心。」広辞苑、p1512; NJED, p2049。

「利害 interests, concern, stake, advantages and disadvantages, merits and demerits」=「利益と損失」広辞苑、p2788; NJED, p1372。

「擦れ違う pass by each other」=「議論などで、論点が合致しない状態になる。行き違う。」広辞苑、p1455; NJED, p1682。

「誤解 misunderstanding, misapprehension, misconception, delusion」=「意味をとり違えること。間違った理解をすること。思い違い。」広辞苑、p929; NJED, p344。

「独り善がり self-complacency, self-satisfaction, smugness, self-righteousness, self-flattery」=「自分ひとりだけでよいを思って、他人の説を顧みないこと。独善。」広辞苑、p2259; NJED, p460 & p214。

### III. 国際文化交流を推進する国際機関

現代の「国際文化交流」は、第二次世界大戦の終結に伴って1945年に創設された「国際連合 The United Nations」と、その専門機関「ユネスコ UNESCO: The United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization」の創設を契機として、世界的に機能してきた。しかもその目的として、社会のあらゆるレベルで基本的人権を実現し、持続する平和の構築を目指すことの二点が明解にされてきていることを念頭におくのが妥当である。文化交流が世界レベルで扱われる点と、公的でシステムチックである点の二点が重要であることを再記する。

次に、「地域的な政府間機関と地域連合 Regional Intergovernmental Organizations and Associations」と「国際的な非政府機関 International Non-Governmental Organizations」の創設と、それらの連携した活動が重要である。これらの機関と主な活動については次稿で概説する。

二国間の国際交流も、政治・経済・技術交流や安全保障同盟に連動し、あるいはそれらに先駆けてなされ、重要ではある。しかし二国間交流の場合は、他の国々から排他的に理解される危険もある。この危険を排除するために、例えば日本のような一国が複数の二国間交流を同時に推進する場合が多い。1980年代以前には、東西の各陣営内の交流が盛んであった。21世紀には、陣営やブロックを超えて世界規模での文化交流が強く求められる。それは、地理的な規模の拡大のみを意味するのではない。バルカンやインドネシアなど特定の国々の中に見られるように、宗教や文化を異にする集団間の交流と協調が求められる。それを助けるのはまた、イスラム教やキリスト教のような宗教や文化を共有する外のブロックの後ろ盾でもある。イスラエルとパレスチナの和解に、イスラム教国・アラブ諸国や、あるいはキリスト教・文化によって統合されるEU（European Unionヨーロッパ連合）とEC（Council of Europeヨーロッパ評議会）が貢献するのも、共通文化ブロックの後ろ盾の好例である。仏教やヒンズー教・文化ブロックを想定できると仮定して、その役割の可能性と限界を考察するのは有意義だと考えられている。国連で過去に数度試みられたこともある。

#### IV. 国際文化交流を推進する日本の機関や組織

日本は、第二次世界大戦終結後の過去半世紀以上にわたって、国際文化交流を最も積極的に推進してきた国ぐにの代表のひとつであろう。政府による公的な外交をあらゆる国と平等に進めるいわゆる「等距離外交政策」の明示を見たこともある。また外交を通じての公的協力の二本柱として「経済技術協力」と「文化協力」を掲げたのは1980年ごろからで、現在も変わっていない。2000年の沖縄G7サミットを機会にITに力点が置かれるようになったのも同根である。このような過去半世紀の外交の特徴を文化の観点から分析するのは、将来展望のために有意義であろう。その上に、外交の具体的な分野から意図的に除外された重要事項についても論及するのは有意義である。それは、公的もしくは私的に考えられる日本の「外交」と「政治」と「文化協力」あるいは「文化交流」の関係を、より深く「文化」のレベルでかつ功利的に理解するためである。すべて今後の作業に期待する。

現在国際文化交流を推進する日本の公的機関や組織は極めて多くまた多岐にわたる。例えば、特殊法人の国際交流基金は、国際文化交流すなわち相互理解と国際親善促進を目的に、1972年（昭和47）に設立された。東京に本部と1事務所を置き大阪など他都市に3事務所、外国事務所・文化センター・日本語センターは26である。設立当初昭和47年の政府資金50億円。2000年3月の資本金1062億円。その年間事業費142億円（1999年度）を含む運営費には、政府と民間出資金と、ODA（政府開発援助）が加算される。主な事業は、文化交流事業団体とその他の団体・機関に資金援助し、民間の文化交流を共済し、さらに文化やその他の交流事業に助成を行っている。さらに活動の詳細を見よう。

1999年度事業費142億円に占める割合の順に、日本語教育・日本研究（40.2%）、人物交流（15.7%）、日米親善交流（9.7%）、美術・舞台芸術交流・国際交流会議（8.8%）、海外事務所（6.8%）、アジア交流（6.7%）、出版・映像交流（6.0%）、国際交流フォーラムなど（4.2%）、文化交流施設など協力（0.9%）、文化協力事業（数字なし）。同じく、対象地域別では、全世界無区分（24.1%）、北米（14.4%）、西欧（13.9%）、東南アジア（13.7%）、東アジア（8.3%）、東欧（5.6%）、中南米（5.4%）、大洋州（3.2%）、中近東・北アフリカ（3.1%）、南アジア（3.0%）、国内（2.8%）などの順である。

その他多岐にわたる国際交流の機関や団体、NGOなどは、末尾に掲げた名鑑・ダイレクトリーに詳しい。例えば、「全国各種団体名鑑、上中下別冊」には、文化を縦横にカバーする分野ごとの分類があり便利である。ついでに幾つかの機関が発行する研究雑誌のリストも本論の末尾に加えた。

企業による文化、文化交流活動について社団法人企業メセナ協議会は、「メセナ白書2000-特集：市民は企業メセナをこうみている」を発行している。日本の2577企業に対し調査書を送り、445の回答を得た。その内258企業はメセナ活動を実施し、また187企業は実施していない。1999年度で、1社あたり年活動費は6件の活動に対して約1億円である。回答企業の殆どが、メセナ活動の効果とそれに対する市民の高い評価を表明している。ついでに外国13カ国のメセナについても紹介されている。

#### V. 法文化など

国際文化交流を推進する上で、乗り越えるべき点は、まず上述のように宗教・文化の違いすなわち世界観、慣習、行動様式・価値体系など本質的な違いを認めあうことである。

その上に法体系、法の文化の違いを認めあいさらに、それぞれの国で自国の慣習を乗り越えて、共同行動を取る必要がある。よりよく共同行動を取るために、違いの性格と違いの生じた根源的メカニズムと理由を理解する必要がある。共通・相互理解、自己変革などの目標が掲げられる。論理的には可能であろうが、現実的な時間の中では限界が有る場合も少なくない。われわれは本質的に異なるイスラムの価値体系や法体系を理解する必要に迫られることが多い。他の法体系についても同様ではあるが。本稿の末尾に、これらの点を「法文化」などの観点から整理されている若干の参考文献を掲げた。

## VI. 結論と研究の将来展望

限られた本稿では、実践的な国際文化交流に関連する語彙の幾つかをその一般的な定義によって理解した。国際機関と日本の機関などについても言及した。しかし、現代主流となっている国際文化交流の全体像を理論的、実践的に考察し、その理念、目的と効果を考察することは、今後一連の小論によらなければならない。しかも日本の文化交流の特質を文化のレベルで考察することは今後の作業である。

### 参考文献

#### 1) 辞書類

「日本語大辞典」監修：梅棹忠夫、金田一春彦、坂倉篤義、日野原重明、講談社、1989、ISBN406-121057-2 (辞) 2302ページ。

「広辞苑」編者：新村出、岩波書店、1998、ISBN4-00-08112-0、2988ページ。

“New Japanese-English Dictionary (NJED)” Editor-in-Chief: Koh Masuda, Kenkyusha Ltd., 1997, ISBN4-7674-2025-3, 2111pages.

#### 2) 国際機関、国際非政府機関、地域連合などの組織に関する文献

「国際連合の基礎知識 Basic Facts about the United Nations 1998」(Sales No. E98I20) 国連広報局、広報センター監訳、(財)世界の動き社、1999、ISBN92-1-100793.3, pp446。ユネスコ・ホームページ “partners” : [www.unesco.org](http://www.unesco.org); [www.un.org](http://www.un.org) : ここには、世界の幅広い文化を反映する地域・文化連合などが見られ、多文化理解と交流を進める上で有益である。その他、非同盟諸国連合を含んで、地域諸国連合体は、世界の殆どの国ぐにを含む。以下はそのような地域諸国連合の数例である。

ASEAN (Association of South East Asian Nations 東南アジア諸国連合) : 1967年に6か国によって成立した。本部はジャカルタ。その後4か国が加わり、現在は10か国から成る(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイランド、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ヴェトナム)。SAARC (South Asian Association for Regional Cooperation 南アジア地域協力連合) : 1982年に成立し、インド、パキスタン、バングラデシ、ネパール、ブータン、モルジブ、スリランカの7か国から成る。「南から見た世界 東南アジア・南アジア」古田元夫他編著、大月書店、1999、ISBN4-272-20072-0, pp251。

「EU European Union入門」島野卓爾他編著、有斐閣、2000、ISBN4-641-04975-0, pp308。

「OECD経済協力開発機構」村田良平、中央新書、ISBN4-12-101513-4, pp215。

### 3) 国際文化交流を推進する日本の機関や組織

「国際交流基金年報1999」特殊法人国際交流基金（港区赤坂1-12-32, アーク森ビル20-21f, tel:03.5562.3537）, 2001, pp128。

「全国各種団体名鑑、上中下別冊」(株)シバ、1999、ISBN4-915543-08-0, pp1329+1410+1050+139；分野の分類は以下である。{国際} 3部門：政経（含む平和・外交、技術交流）、文化教育、友好親善；{行政・司法} 2部門：特定政治活動、地方自治体；{産業経済} 20部門：通信、観光など；{社会・厚生} 8部門；{教育・文化} 8部門：教育、文化一般（含む自然・文化財保護）、宗教、報道、出版、芸術・芸能、趣味、スポーツ；{学術・研究} 4部門：社会・文化、教育・文化、教育・宗教、歴史地理；{協同組合}：保険・文化。

「国際協力・交流NGO・団体名鑑1996」社団法人日本外交協会、監修外務省、平成8、pp1414。

「国際交流関係機関便覧1991」財団法人国際経済交流財団（tel:03.3580.9291）, 平成3, pp354。

「国際文化交流団体ダイレクトリー1997」国際交流基金、ISBN4-87540-023-3, pp420。

「メセナ白書2000-特集：市民は企業メセナをこうみている」社団法人企業メセナ協議会（t:03.3213.3397; www.mecenat.or.jp; www.diamond.co.jp）ダイヤモンド社、2000、ISBN4-478-30060-7, pp379。本書は13ヶ国のメセナ機関にも言及。

「平和と交流2000年版平成11年度事業」財・広島平和文化センター（tel:082.241.5246）pp269。

雑誌「Human Security、特集：紛争防止 人間の安全保障の新展開No.5 2000/2001」東海大学平和戦略国際研究所（tel:03.3467.2211；fax:3485.4973）, 2001, pp194。

雑誌「広島平和研究22 1999・2000」広島平和研究センター（tel:082.542.6975）, 2000, pp277。

雑誌「平和文化研究23」長崎総合科学大学長崎平和文化研究所（tel:095.839.4052/4139）pp178；本書に含まれる、横手和彦編「戦前・戦時期間検閲文学作品処分リスト673点（明治大正昭和）」は、1980/3刊行「国立国会図書館発禁図書目録1945年以前」の形で国家的意思によって作成されたと記されている。

雑誌「異文化間教育13 - 1999 特集：留学生支援システムの最前線」異文化間教育学会（606 - 8315左京区吉田近衛町1 - 6, tel:075.771.7055）発売アカデミア出版会、ISSN0914-6970。

### 4) 法文化、異文化理解、国際関係など

「比較法文化論」木下毅、有斐閣、1999、ISBN4-641-02743-9, pp313。

「イスラーム法の本質」眞田芳憲、中央大学出版部、2000、ISBN4-8057-0705-4, pp509+21。

「東南アジア法」安田信之、日本評論社、2000、ISBN4-535-51063-6, pp345。

「芸術と法」山口裕博、尚学社、2001、ISBN4-915750-2, pp373+7。

「文化・学術法」椎名慎太郎、稗貫俊文、ぎょうせい、昭和61、ISBN4-324-00383-1, pp350。

- 「イスラームと国際政治」山内昌之、岩波新書、ISBN4-00-430583-7, pp230。
- 「国際政治」高坂正たか、中央新書、ISBN4-12-100108-7, pp205。
- 「日本外交現場からの証言」孫崎享、中央新書、ISBN4-12-101134-1, pp227。
- 「国際関係論」中嶋峰雄、中央新書、ISBN4-12-101106-6, pp238。